○国土交通省告示第二百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

京都府宇治市蒐道の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第百九十六号で指定した大谷川に掲げる土地の区域及び平成三年建設省告示第二百十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34°54′06.4298″	135°48′52.1667″
2	34°54′06.4162″	135°48′52.6206″
3	34°54′07.0044″	135°48′53.9295″
4	34°54′07.4603″	135°48′55.0167″
5	34°54′08.1234″	135°48′56.6676″
6	34°54′08.7170″	135°48′57.1191″
7	34°54′09.2256″	135°48′57.5569″
8	34°54′06.5585″	135°48′57.7300″
9	34°54′06.3617″	135°48′56.3354″
10	34°54′06.1738″	135°48′54.9784″
11	34°54′05.9168″	135°48′53.6441″
12	34°54′05.8402″	135°48′52.8499″
13	34°54′05.8782″	135°48′51.9997″
14	34°54′06.0225″	135°48′51.7498″

○国土交通省告示第二百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中村川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県小城市小城町畑田

字観音古賀　四五四一番　一号

四五三九番一　二号

四五三九番二　三号

四五一〇番二　六号

地先道路敷

四五〇九番一　七号

四五〇一番一　八号

四五〇二番一　九号

佐賀県小城市小城町晴気

字中村　三一六一番一　四号

三一六四番　五号

○国土交通省告示第二百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オモレ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県大月市七保町瀬戸の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°40′44.9133″	138°57′58.3700″
2	35°40′44.4771″	138°57′56.6600″
3	35°40′45.8515″	138°57′53.6102″
4	35°40′46.5667″	138°57′53.9373″
5	35°40′47.2759″	138°57′56.2610″
6	35°40′47.2107″	138°57′58.0755″
7	35°40′47.6369″	138°58′00.5627″
8	35°40′48.8485″	138°58′01.5178″
9	35°40′49.2268″	138°58′02.0086″
10	35°40′49.1752″	138°58′02.8267″
11	35°40′48.6396″	138°58′03.3114″
12	35°40′47.9276″	138°58′03.3571″
13	35°40′48.1952″	138°58′02.1897″
14	35°40′46.8578″	138°58′00.8146″
15	35°40′46.6593″	138°57′59.0322″

○国土交通省告示第二百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

入の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡身延町常葉の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第千七百二十四号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°26′56.7184″	138°28′19.8843″
2	35°26′56.8513″	138°28′20.8184″
3	35°26′56.5403″	138°28′21.2235″
4	35°26′56.1934″	138°28′22.0212″
5	35°26′56.8597″	138°28′22.8130″
6	35°26′56.8227″	138°28′23.3622″
7	35°26′55.9109″	138°28′21.8646″

○国土交通省告示第二百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上手沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県都留市与縄の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第百三十七号で指定した同号一三に掲げる土地の区域及び令和五年国土交通省告示第千六号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°33′44.2704″	138°56′53.8670″
2	35°33′45.8430″	138°56′55.3966″
3	35°33′48.7593″	138°56′57.8894″
4	35°33′49.6542″	138°56′59.0239″
5	35°33′48.9939″	138°56′59.2249″
6	35°33′48.4502″	138°56′59.8675″
7	35°33′48.1770″	138°57′00.9195″
8	35°33′47.8321″	138°56′59.2587″
9	35°33′46.6659″	138°56′58.1500″
10	35°33′45.1834″	138°56′56.5248″
11	35°33′43.5494″	138°56′54.6077″